

事業評価シート

担当課・室長：大気環境課長

事業名	有害大気汚染物質のモニタリング
上位施策名	大気環境の保全 ((5) 大気環境の監視・観測体制の整備)
1 事業の概要	<p>有害大気汚染物質のうち、体系的取組の必要な項目（優先取組物質）については地方公共団体においてモニタリングを行い、これ以外の有害大気汚染物質については国において全国的な大気環境中の濃度レベルを把握する。また、モニタリングのより一層の信頼性、操作性等を確保するための測定方法の調査、及び連続自動測定装置を用いた連続モニタリング調査を実施する。</p> <p>また、優先取組物質のモニタリングは地方公共団体において行うこととしているが、多種類のしかも微量の分析が求められる有害大気汚染物質のモニタリングに係る財源を地方公共団体のみで確保することは困難であるため、国が財政的支援を行っている。</p>
2 進捗状況	<p>優先取組物質(22物質)のうち、20物質の測定マニュアルを作成し（有害大気汚染物質測定方法マニュアル）、地方公共団体によるモニタリングに活用されている。</p> <p>残りの優先取組物質及び優先取組物質以外の有害大気汚染物質の測定方法の確立に向けて調査研究している。</p> <p>有害大気汚染物質は大気中の濃度変動が激しいため、毎日又は毎時間のデータを得ることが有用であること、現在手作業で行われている分析等には非常に労力が必要であることから、全国に連続自動測定装置を設置し、平成12年度からその評価を行っている。</p>
3 評価	<p>測定マニュアルの作成、地方公共団体等による大気環境モニタリングが行われ、優先取組物質に係る大気汚染の状況を把握することができた。また、モニタリング結果は昨年12月の中央環境審議会答申において、排出削減に係る新たな対策を行う判断基準となるなど有害大気汚染物質対策を推進するために非常に重要な役割を担っている。しかし、近年のデータしかないこと、多数の有害大気汚染物質の測定方法が未確立であること等、不十分の点があり、体系的な有害大気汚染物質対策を進めるため、効果的・効率的なモニタリング方法の確立及びモニタリングの実施は優先して取り組むべきものとする。</p> <p>優先取組物質以外の多種類の物質については、大気汚染防止法に基づく対策に資するため、全国的な濃度レベルを把握するモニタリングを国が実施する必要がある。また、優先取組物質のモニタリングについては大気汚染防止法の法定受託事務として実施しており、国が技術的支援、財政的支援を実施する必要がある。</p>

4 予算事項名	・有害大気汚染物質モニタリング推進事業 ・有害大気汚染物質監視費補助
5 対応副施策等	